

Title	ニクラス・ルーマンの権力概念について
Sub Title	
Author	霜野, 寿亮(Shimono, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部政治学関係 (1983. 10) ,p.211- 230
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0211

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ニクラス・ルーマンの権力概念について

霜野寿亮

- 一 はしがき
- 二 メディアとしての権力
- 三 権力の機能とコード概念
- 四 簡単な考察——結びにかえて

一 はしがき

政治権力の考察は様々な視点から接近可能であるが、政治権力の社会的働きを解明するには、社会自体に関する理論的説明のなかで検討される必要がある。かかる視点より眺めた場合、社会全体についての理論構築をめざす社会学的功能主義の立場が、社会現象の全体的説明、ひいては権力現象の解明にとって最も生産的な議論であると考えられる⁽¹⁾。しかし、今日の機能主義理論の骨格を築きあげたパーソンズの構造—機能分析には、規範至上主義という重大な欠陥が潜んでいる。周知のごとく、社会体系の安定を、所与とされる文化体系に還元し説明してしまうがゆえに、パーソンズ理論は変動の視点を欠き、解き明かすべきホッブズの課題にも答えられないままに終わってしまうのである。この課題を乗り越えるには新たな論理の道すじが探求されなければならない。筆者の知る

ところでは、機能主義を基本としながらも、パーソンズ理論の克服をめざす試みのひとつとしてあげられるのは、ニクラス・ルーマンのシステム理論である。

ルーマンが権力につき組織だって述べようとしているところによると、改めて権力概念を考察する彼の意図は、個別的権力現象に着目した独立せる諸概念を統合する、基礎的権力概念を獲得しようというものである。これまで権力概念については数多くの言及がなされている。因果論、交換論、ゲーム論などのなかで、権力についての解明はすすんできたが、その理論化を深めていっても、それぞれの理論が個別の現象を扱うがゆえに相互に断片的であることは否めないという。ルーマンはかかる認識に基づき、様々な権力現象の根底に共通する基本原理を得る拠点として、権力と社会体系全体との関連に注目し、権力の存在条件としての社会という見方を提示する。すなわち、全体社会のなかで権力を形成することはいかなる機能を有するかを問うていくのである。⁽²⁾これよりさき、かかる興味深き問題設定が、どのように論理展開されるのかみてゆきたいと思う。ただし、本稿ではルーマンが自らの基本発想との関連において権力概念をどのように理解しているかの紹介に重点をおき、コメントは極く簡単なものに止めるつもりである。なぜならば、ルーマンのシステム理論全体の検討は、筆者の能力を越えているために、行なうことができないからである。

(1) これは筆者が前から主張している点である。小川浩一・拙共著、社会学的功能主義再考、一九八〇年、啓文社、五八一―六一頁を参照されたい。

(2) Niklas Luhmann, *Trust and Power* (Chichester-New York-Brisbane-Toronto: John Wiley & Sons, 1979), pp. 107-108.

(3) ルーマンは、権力の分析が、(1)社会体系の形成と分化の理論 (2)進化の理論 (3)象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアの理論と関連を持たなければならないとしながらも(Luhmann, *op. cit.*, p. 108.)、本書ではメディアとの関係が主として扱われている。それゆえ、本稿でも、権力をメディアと捉える議論の基本的論理構成に焦点を絞って、紹介を行ないたい。

二 メディアとしての権力

ルーマンが展開する権力概念の特色は、権力をコミュニケーション・メディアとして捉える点にある。まずコミュニケーション・メディアの理論についてみることにしよう。ルーマンによれば、社会理論の二大要素である、社会の進化と社会の分化についてはこれまでに数多くの言及がなされてきている。だが、分化や進化との関連でコミュニケーション・メディアが説明されることはほとんどなかった。しかし、コミュニケーションを通じて、社会体系は構成されているのである。すなわち社会体系は人々が行なう様々な選択について合意することから成立するのであり、選択された（従って原理的には拒絶可能であり、対立紛争を引きおこしうる）内容の伝達がコミュニケーションなのである。このとき、コミュニケーション自体を保証するのは言語であり、コミュニケーションが担う選択の伝達を保証するのがメディアとしての権力や真理⁽²⁾なのである。それゆえ、ルーマンがコミュニケーション・メディアの語によって意味するのは、言語に付加されるメカニズムのことであり、言い換えれば、選択の伝達を導くところの一般的象徴としてのコードのことであるとしている。そして、このメディアは他者がなした選択の受容を動機づける機能を果たすところに意義を有するのである⁽³⁾。

コミュニケーション・メディアの機能は、選択によって縮減された複雑性（complexity）を伝達⁽⁴⁾することである。他者のなした選択は、コミュニケーションを通して自我の可能な選択を制約するのである。権力の場合にも、相手の選択の幅をせばめることに本来の意義があり、具体的に特定の事項を行なわせる強制とは異なるのである。それゆえ、従来の権力概念の中核にある因果性の概念は、より抽象的形式に修正される必要があるという。権力の因果性とはあらかじめ下された相手の決断を打破する（原因としての権力行使により他者の意思を必ず変更する結果をもたらす）

必要はなく、他者の意見を中立化しさえすればよいのである。権力の機能は相手が何をしようとしているかの意思とは係りなく、相手にとって可能な選択範囲を規制することなのである。言わば、権力は触媒のごとき作用を行なうのであり、複雑に絡みあいながら前もって想定された因果関係の可能性を増減しているのである。そして、この点こそ、権力が象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアと考えられる理由なのである。⁽⁵⁾

従って、権力というコミュニケーション・メディアが形成されるためには、前提として不確定性の増大 (increase contingency) が必要である。すなわち、自我と他我が相互作用の状況におかれ、他我から自我に向けられた要求が、資源の希少性ゆえに問題となつているところでは、換言して勢力が不確定であるところでは、社会(体系)の維持発展にとって、状況を規制し、選択の伝達を可能とすることが不可欠になってくる。状況の規制と選択の伝達は特別の条件のもとでのみ可能であり、その条件を設定し制度化するのが権力コードなのである。そして、この条件は象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアの助けによってのみ、信頼できる期待の基礎となりうるのである。換言すれば、コードの象徴的一般化は個別メディアとしての権力が分化する基本的前提なのである。コードに導かれたコミュニケーションをもって権力とみるルーマンの立場は、権力を当事者の属性や能力とはみずに、権力現象をコードとコミュニケーション・プロセスとに区別して概念化した点に特色があるといえよう。また権力現象の見方には、正統的側面を強調するものと、残酷なる利己的側面を強調するものがある。だがコミュニケーション・メディアとしての権力論は、こうした対立的見方そのものを、コミュニケーション・コードの要素として扱うことにより、それらの発生要件や機能等を問うことができるのである。⁽⁶⁾

さて、メディアとしての権力は、行為の連鎖を通して、換言すれば行為の動機を接合することによって、複雑性の縮減をはかるのである。いま二人の当事者を仮定すると、彼らは可能な諸選択肢のなかに選好の順位をそれぞれ

有しているにちがいない。両者が持つ避けるべき選択についての選好順位に相違があるとき、および他者の選択が自我の選択に係りを持つときに権力は行使されるのである。このとき権力コードがなさなければならぬことは、各当事者が避けようとする選択肢の組み合わせを、それほど否定的には評価されていない他の選択肢との組み合わせに条件つきで結びつける可能性を開くことである。このことが、権力保持者から相手に向かって、選択を伝達する行為の動機づけになるのである。それゆえ、可能性の段階にある条件的組み合わせが実際に起こるや否やを決定しうる者に権力が与えられることになる。従って、また、メディアの影響下では、行為は決断すなわち意識的選択となるのである。⁽⁷⁾

ところで、一組の行為の選択肢を組み合わせる、コミュニケーション・メディアとしての権力の基本構造は、権力が可能性として出現し機能することも示している。権力を可能性として一般化することは、権力が特定の事象を離れて多くの状況に等しく向かいあうことを意味する。このように、いかなる状況にも対応できる多面性(modalitation)が付与されると、可能性としての権力量は増大することになる。しかし、すべての状況に権力を現に行使することはできず、その結果、いつどこで何に権力を行使すべきかを決断するには、新たな基準、たとえば費用計算などが必要となるのである。また、権力が可能性と現実性へ分化することは、次の三つのことも含意している。(1)象徴的なコードのレベルでは、どこで権力行使すべきかの大枠(精細な規定は権力の可能性を逆にせばめてしまう)が指示される。(2)権力が実際に行使されるプロセスのレベルでは、権力の行使は権力の減少をもたらさう。(3)実際の相互作用の過程では、選択肢の組み合わせに基づく権力行使の決断には一定の時間を用いてよい。時間をかけることによって選択肢を組み合わせる行為の幅を広げるのであるが、そのためには、権力保持者が決断する行動についてどれだけの自由度を残したらよいか⁽⁸⁾が重大な問題となるのである。

- (1) Luhmann, *op. cit.*, pp. 109-111.
- (2) ルーマンが考えるメディアは四つあり、権力はそのうちの一つである。残る三つは真理、愛、貨幣である。(たとえば、Luhmann, *op. cit.*, pp. 132, 134-135.)
- (3) Luhmann, *op. cit.*, pp. 111-112.
- (4) 無限に可能な行為のなから、特定の行為を選び出し、それを伝達することは、無限の複雑性を選び取られた複雑性に縮減して伝達したということである。伝達を受けた人は無限の複雑性に対応する必要はなく、選択された範囲での複雑性に対応すればよいのである。ここで「複雑性(Komplexität)」というのは、現実化される以上の可能性がつねに存在するということであり、後で出てくる「不確定性(Kontingenz)」というのは、次に来る体験の可能性として指示されたことが予期されたのとは別様に生起するということである。詳しくは、N・ルーマン、法社会学、村上・六本訳、岩波書店、一九七七年、三七―四四、四八頁を参照されたい。
- (5) Luhmann, *op. cit.*, pp. 112-115.
- (6) *Ibid.*, pp. 115-118.
- (7) *Ibid.*, pp. 119-123.
- (8) *Ibid.*, pp. 123-126.

三 権力の機能とコード概念

コミュニケーション・メディアの点から権力の機能を理解することにより、分化してゆく社会状況において、社会秩序の設定に向かう個別の権力活動を説明することが可能になるといえる。それによれば権力の機能——縮減伝達——を高めることは、コードとプロセスを分化させている基盤、すなわちシンボルの一般化の基礎と係りを有している。一般化の語で意味するのは、有意義な志向の一般化のことであり、異なる状況の異なる相手に直面しても同一の意味に固着でき、期待の相補性が保てるようにすることなのである。また、シンボルの語で意味されるのは、単純な形で表現されたところの、またそのようにして一つの統合体(Einheit)であると経験されたところの、複雑な構造を有する相互作用状況のことなのである。そして、この意味でのシンボルが権力形成の重要な前提条件と

なっているのである⁽¹⁾。

さて、一般化と潜在化を基盤に、多くのコードが発展させられるのであるが、すべての一般的象徴 (generalized symbols) 、すべての主題構成 (text) 、すべての構造 (structure) がコードなのではない。コードによって意味されるのは、特殊な構造だけである。すなわち、関係領域内のどの項目に対しても、それがいかなるものであれ、その項目と補足的関係に立つ別の項目を探し出し、補足的項目をその項目に所属させるような構造がコードなのである。この意味でのコードには、種々の形態が考えられるが、社会的・文化的進化にとって最も重要なコードは言語の助けを借りて形成される。なぜなら、言語はある名辞を発すると共にそれを否定する能力も有しているからである。要するにコードとは互いに補足的二者のペアを作ることである。このように、たとえば肯定—否定という、二重性を持つところにコードの意義があり、権力は、権力者の意図に従うか否かという二重の選択肢を用意するので、常にコードなのである。しかも、この二つの選択肢の各々についてさらに二重の選択肢を考えることも可能であり、二次的コーディフィケーションの行なわれることが、社会に要求されるメディアのキャパシティを高める唯一のものなのである⁽²⁾。

ところで、このように理解されるメディアとしての権力について、特にコードとの関連については、幾つかの重要な点が指摘されなければならないという。これらの指摘の多くは問題提起のままに終わっているとルーマンは述べているが、コード概念の意味するところを理解するには有益な議論である⁽³⁾。

1 シンボルの一般化は、縮減された複雑性を伝達するコミュニケーション過程が、明確なコミュニケーションの水準から、相補的な期待の水準に部分的に移行することを可能にする。その結果、語られざる命令に人々が従うようになり、その命令にいつ同調するかを権力の行使を受ける人々が決定するようになれば、権力はある程度、服

従者に移行することになってしまふのである。⁽⁴⁾

2 権力自体とその内容である主題 (subject matter) とに対する二重の期待は、メディアそれ自体のコードと、権力が伝達する主題を示すシンボルとの分離を要請する。メディア・コードを構成するのは、選択過程を嚮導するシンボルの組み合わせ方について象徴化された一般的規則である。それゆえ、コードに係るのは、たとえば、権力の源泉や権力の限界についてであり、権力者が選択した特定の内容とは無関係なのである。そして、この二水準を分離するために重要な点は、(権力という)メディアを非人間化すること、たとえば組織において職位と個人を切り離し、権力を地位に関係づけて個人には関係づけないようにすることである。⁽⁵⁾

3 メディア・コードとコミュニケーションの伝達する内容が分化していくなると、コードが主題の内容変化にどの程度直接影響しうるのかという問題が生ずる。コードは、メディアの伝える内容を規制する規則を細かく設定することはできないが、そのコードのもとで伝達可能となる内容の条件を設定しているのである。この条件の作用する程度が実は問題なのであるが、たとえば、政治体系においては、権力の保持者が、権力の主題に変更の起こりうること、さらには自分自身の交代も起こりうることを含む条件を認めるのでなければ、政治権力の確立はありえないのである。⁽⁶⁾

4 次に行為連鎖 (action chain) の形成が問題とされる。AはBのいかなる行為をも規定するだけでなく、BがCに対して行使する権力をも規制し、以下同様が続くときにのみ、行為連鎖が形成されるのである。この連鎖を形成する基本的性格は、権力過程の反射性 (reflexivity) にある。反射的過程となるためには、過程そのものの同一性に関して十分に一般化された機能的規定が前提とされる。すなわち、ある体系が十分に明確な限定を持ち自己の過程を機能的に特定化している場合に、その過程は反射的機構を有するのである。政治権力が反射的となるには、

十分な量の役割分化を持つヒエラルヒー構造がそれ相応に分化することが必要である。それゆえ、連鎖形成は機能や体系から離れた権力行使には障壁を構築するが、往復的権力の存在は許容している。むしろ、個人の持つ選択能力より体系の選択能力は高く、個人が連鎖に介在することは個人的権力の源泉となるところから、連鎖の形成は、逆方向に流れる権力を創り出すのである。このようにして権力コードはフォーマルなるものとインフォーマルなるものに分化すると共に、権力の増大に際しては、二項的図式化⁽⁷⁾、コードと主題の分離、職位と個人の分離がコードに不可欠となる⁽⁸⁾。

5 権力をフォーマルとインフォーマルに分かつことは大きな意味を持つ。これはサブ・コードの概念で処理されなければならない。サブ・コードは、社会における複雑性の増加につれて、増大した選択伝達の要求を、コミュニケーション・メディアが処理しなければならない時に形成される。従って、サブ・コードは現にあるコミュニケーション・コードに対抗し、それとは対立する性質内容を持ちながらも、それと同一の機能を果たすために形成されてくるのである。そしてサブ・コードは、(1)大いなる具体性と環境への依存性、(2)低い社会的正統化と社会的代
表性、(3)機能が体系内に限定されていることのため、外界では共有されない感性や知識へ依存する性格を有している⁽⁹⁾。

6 対立的評価 (dichotomous evaluation) を内容とする二項図式 (Binary schematism) を、コードの一要素としてメディアが制度化するときのみ、メディアはコードの形式を十分に獲得すると共に、コードの持つ選択能力を十分に遂行するのである。かかる二分法の働きは、対立する項目を分離しかつ統合する機能、社会体系を(正邪、愛憎、真偽のごとく)人工的であれ区分する機能、二分法に対する批判を、その批判がメディアや二分法と同等の機能を伴うものでないかぎり、イデオロギーのレベルに押しとどめてしまいう機能を有している。これらはコード一般

に言えることであるが、権力コードに固有の特色は、規範的形式が要求される点にある。また、様々なメディアに分かれ、様々な二分法のあることは、メディアの間に複雑な相互依存の関係を形成している。さらに、二分法の実現の程度に関する問題が残っている。すなわち、各二分法は自らの適用を回避するための規則を持っている。たとえばフォーマル・パワーに違法—合法という二分法は適用できても、インフォーマル・パワーには適用できない場合も生ずるのである。⁽¹⁰⁾

7 コードに回避規則が必要とされるのは、それが普遍性 (universal relevance) を要求する限りにおいてのことである。権力に係わる人々の個別性から独立し、一般的に確認された幾つかの条件に従って、伝達機能が実現されているとき、権力にとっての普遍的コードが発展してくるのである。その条件とは、普遍的に適用可能なシンボルないし普遍的指針 (universalistic orientation) にはかならない。これは権力コードに対して次のような要求となっておりあらわれる。たとえば、それは、すべての人々にとってコードが利用可能であること、気紛れな権力行使を排除することであり、また、機能的特定や条件プログラミングは普遍性の確保には特に適しているのである。絶対的権力の否定と法的安定性の確保も関係している。さらに強制力の集中・独占も普遍化の文脈に意義を有している。この点に、権力保持者と彼が行使する権力との間の規範的・法的・道徳的結びつきが認められるのである。また、メディア・コードが特定の嗜好を組み込んだ二項図式の機能と普遍的妥当性への要求とを結びつけると、コードは、すべての人に、好ましい選択肢に従って行なうことができる可能性を保証しなければならないのである。それゆえ、この可能性を排除するような、秘密の定式はコードの内容たり得ず、コードも内容的な一貫性を保持していなければならないのである。⁽¹¹⁾

8 権力コードが、合法性—違法性という二項図式と結びつき、この結びつきが普遍的関連を持たされるので

あれば、権力が機構化 (mechanized) される度合にとつて広範な影響が生じてくる。すなわち、コードのなかに法規則を持ちこむことにより、権力行使の必要かつ十分な条件として権利を規定することが要請されるのである。法は力なき者にも社会的権力への分与を保証するだけでなく、政治・経済・軍事などの異なる権力間の共同（協力）をも規定している。合法―違法なる二分法の助けによって、諸権力者の間をつなぐコミュニケーションを条件づけることが可能となってくる。換言すれば権力コードとしての法が正統性を構造的に生み出すのである。正統性とは権力領域における不確定性をつなぎあげること以上の何物でもない。それゆえ、権力コードは、権力保持者が政策決定するように動機づけると共に、権力保持者の動機に（他者からの）信頼性を作り出さなければならぬのである。⁽¹²⁾

9 権力コードが象徴的一般化であることから、権力の一貫性 (consistency) の問題が係わりを有してくる。すなわち、権力は一貫性を保持するために、コードそれ自身を通した統制を必要とするのである。この意味での統制は次の二点において不完全ながら行なわれている。(1) 複数の権力保持者の間に権力を分配する点に対しては、階層的に移行する権力関係の序列を受け入れることで、権力関係の明確化につとめ、(2) 権力形成状況の変化および選好構造の変化により生ずる権力関係の変転 (Fluctuation) には、権力総量一定の前提を用いることで、権力変更の帰結を素早く察知できるように対処しているのである。⁽¹³⁾

10 コミュニケーション・メディアは当事者の情報処理能力を拡大しないのではないかという問題がある。情報処理の問題は、（情報収集への）動機づけの形成と選択（された行為）の責任とに密接に結びついている。愛や貨幣のメディアでは当事者がすでに動機づけられており、たがいに情報への強い欲求がみられるのであるが、権力の場合には必ずしもそうではない。たとえば、動機構造から独立して行使される物理的力や組織的権力などの場合には、情報への欲求は減少してしまうのである。従って、たとえ当事者双方（保持者・服従者）によってなされた場合で

も、服従者がその動機を明らかにしないために、権力によって動機づけられた行為の責任は権力保持者だけに帰せられる傾向が存在する。常に服従者が責任からのがれられるわけではないが、権力コードはこのような傾向を考慮せざるを得ず、たとえば、公的に強制される機会を法的に定式化し、それによって服従者を責任から解放することができるのである。⁽¹⁴⁾

11 二項図式化が否定を許容するものであるとすれば、二項図式を内容とするコードそれ自身の実現はどのように説明されるのであろうか。すべてのコミュニケーション・メディアは自らを否定できない一定の共通理解を前提としているのである。権力についての共通理解を問題とするのは、パワー・コードの内容を問うことであり、それは完全論 (verfehlung) が疑問とされて以来正統性の概念でもって説明されてきた。結局、正統性は価値の合意によって規定されるのであるが、この意味するところの満足ゆく説明はこれまでのところ得られていない。これを明らかにするための一つの考えは、あるコードについてのコミュニケーションは、他のメディアを通して規定されることである。これはメディアの間に階層を設けるやり方であり、最高次の位置にあるメディア・コードについてのコミュニケーションがいかに可能かという問題に遭遇してしまう。以上と全く異なる別のやり方は、メディアやシステムのうちに固有の便宜性を見出すことにより、コードの内容は状況ごとに臨機応変であり、道徳性とも関連を持たないと考えてしまうことである。たとえば法について権力コードの内容を特定してゆくのはこうしたゆき方であり、法とコードの関係(いずれが優位であるか)は未解決に残されたままなのである。また、十分に発達した市民社会では政治の規定(方向づけ)に階層的メディアを用いることはせず、新たな種類の政治コードを作りあげてきている。このコードは進歩主義と保守主義の二分法から成立しており、その形式的性格と一時的性格が、コードの便宜性と一致し、社会を固定的なメディア階層から解放しているのである。以上から、ルーマンは正統性につ

いて権力コードに対する十全な説明を確立することの問題、ないしは強制と合意の混合のうえにかかる説明を現に受け入れることの問題とみているのではない。彼は、コード自身が不確定となるように、コードを作りあげ統制しうるところの、構造と過程の問題として正統性をながめているのである⁽¹⁷⁾。

- (1) Luhmann, *op. cit.*, pp. 127-128.
- (2) *Ibid.*, pp. 128-130.
- (3) *Ibid.*, p. 130.
- (4) *Ibid.*, p. 130.
- (5) *Ibid.*, pp. 131-132.
- (6) *Ibid.*, p. 132.
- (7) 二重図式化 (Binary schematization) についての詳しい説明は省略した。 cf. Luhmann *op. cit.*, pp. 156-160.
- (8) Luhmann, *op. cit.*, pp. 132-134.
- (9) *Ibid.*, p. 134.
- (10) *Ibid.*, pp. 134-137.
- (11) *Ibid.*, pp. 137-138.
- (12) *Ibid.*, pp. 138-140.
- (13) *Ibid.*, pp. 140-141.
- (14) *Ibid.*, pp. 141-142.
- (15) *Ibid.*, pp. 142-145.

四 簡単な考察——結びにかえて

以上で、ルーマンが提示する権力概念の基本的構成については、概略紹介したつもりである。続けて彼は、(1) 最も一般化された権力コードとしての強制力、(2) 社会の発展に伴う権力の技術化、(3) 権力と政治の不可分性、(4) 権力

理論の基礎としての全体社会と組織の関係、について論じている。これら諸点の紹介と検討は紙幅の関係もあり割愛せざるを得ないが、権力と政治との必然的関連性、権力を支える強制力の根源的性格、その強制力を必須要件(?)として成立する政治の機能については、筆者も強い関心があり、別の機会に論及したいと考えている。

さて、前節までの紹介には、自由な解釈や予断に基づく誤解も多々あるかと思われるが、ルーマンの言う権力概念の特色が、(1)権力をコミュニケーション・メディアとして捉える点、(2)メディアとしての働きを、メディアに伴われるコードが根本的に規定していると理解する点、にあることはまちがいないであろう。ところで、コミュニケーションの視角から権力に接近する見方は、フリードリッヒによるところの、他者を説得する通信能力と規定される権威概念の構築や、権力関係の相互性を明確にした予期反応規則の指摘などに、すでにみてとることができ⁽¹⁾る。また、権力をメディアとして捉える見方は、AGIL図式におけるパーソンズの扱いが有名であり、ルーマンも、パーソンズが示した交換のための媒体(メディア)という考え方から大きく影響されたことは当然すぎる⁽²⁾こと⁽³⁾
がらである。パーソンズとフリードリッヒの見方は、一方で社会を構成する諸要素間の機能的関係のなかに権力を位置づける試みであり、他方で、関係説をとる権力概念すべてが前提とする社会的相互作用の側面を強調したものと考えることが可能である。従って、ルーマンの権力概念は広い意味での機能的権力概念であり、メディアとしての権力という見方もことさらに新しいものとはいえないであろう。しかしながら、彼の権力概念が他と異なるのは、権力概念に絡みつく様々な要素を、メディア・コードの観点から明示的に説明していることにある。それゆえに、ルーマンの権力概念は、コード概念のなかにその長所も短所も内在させられていることになるのである。コード概念の採用は権力現象の説明にとつてどれだけの有効性を持つのであろうか。この点を明らかにするため、ルーマン理論の一つの出発点であり、批判の対象でもあるパーソンズ理論における権力概念の性格をまず概観する。

次にパーソンズとの比較で、ルーマンが示す権力概念の新たな側面を明らかにし、続けてその概念が持つ問題点を簡単に論じてゆくものとする。

周知のごとく、パーソンズの権力概念は、第一に社会体系の集目的目標を達成する能力として、第二にAGIL図式中の境界相互交換過程において、下位体系としての政治に拠点を置くメディアとして与えられている。両規定の差異は理論の精密さの次元が異なるゆえであり、強調点のちがいはむしろ相互補完的説明の関係にあると言つてよい。⁽⁴⁾ 同様のことはルーマンにおいてもあてはまり、権力はメディアであると共に秩序化の機能も果たしているのである。⁽⁵⁾ このように、二重の意味を権力概念に含ませ整合的に説明しうるのは、権力概念が、確固たる理論に裏づけられているからにはかならない。パーソンズの権力概念は、彼の構造機能主義的的行為理論に支えられた、社会体系論のなかで初めて意味を持ちうるのである。ついでに述べておけば、概念が理論的裏付けを有することは権力現象の解明にとって極めて好ましい研究状況であり、それゆえにパーソンズもルーマンも検討の対象に取りあげられるのであるが、それだけにかえて、権力概念を支える理論自体の良否が問題となってくるのである。パーソンズの場合、彼の権力概念は、権力の社会的働きについては体系論のなかで十分な解明がなされているものの、同時に彼の社会体系論が持つ制約をそのまま受け継いでしまっている。すなわち、利害を異にする諸個人の行為の交換が秩序を生み出す過程を説明しようというパーソンズの強い意図とは裏腹に、規範の所与性に導かれて、構造的ないし秩序維持の機能が論理的前提として彼の社会体系論には組み込まれてしまっているのである。従つて、権力概念においても、権力の秩序維持機能が特に強調される結果になってしまっている。一例をあげれば、正統性についての言及がほとんどみられず、権力の正統性は社会体系のうちに存在していることが論理的前提とされているのである。それゆえ、非ゼロサム関係として権力関係を捉え、「権力の生産」という革新的視点を持ちながらも、権

力闘争を含めて権力の動態を説明することが困難であり、権力の安定的側面のみを考察であると評価しうるのである。⁽⁷⁾

ルーマンの権力概念も、彼の社会体系理論の中に位置づけられて初めて意味を持ち、理論が持つ利点と欠点を共有することに変わりはない。ただ、ルーマンの体系理論においては、パーソナル的制約を打開しようとする意図ゆえに、機能—構造主義ないし等価機能主義の立場が採用された結果、⁽⁸⁾当然のことながら、権力概念自体の内容はすでにみてきたように大きく異なっている。繰り返しを避けて要点のみを語れば、ルーマン理論の中核は縮減の概念のうちにある。すなわち、システムとしての社会は、無限の可能性を秘めた人間行為の世界を持つ、体験の複雑性を軽減し、不確定性を回避するという、機能の充足と共に生起するのである。かかる機能の充足は、世界から意味的選択を行ない、それを行為の予期の基礎として安定的に構造化することによって行なわれるのであり、権力は、複雑性を縮減するために選択された意味を伝えるコミュニケーション・メディアとして作用しているのである。⁽⁹⁾それゆえ、権力は秩序を維持する作用はもちろんのこと、秩序そのものを形成する作用にも関与すると理解できるのである。この点で、ルーマンの権力概念はある程度パーソナル的呪縛を断ち切ることに成功し、選択概念の採用とも相俟って、権力の動態的分析は言うまでもなく、権力の社会的意義をも問う可能性を開いたと、高く評価することができるはずである。ちなみにパーソンズとの対比で言えば、正統性概念についてもコードの内容として明確に規定されており、暗黙の前提とされるパーソンズの扱いよりもはるかに分析的に精細の度を増しているのである。

このように、ルーマンの権力概念を好意的に解釈するとしても、問題が残されていないわけではない。細かな点まであげるとすれば、(1)勢力 (influence) の概念がかなり不用意に使われており、勢力と権力、さらには強制力 (coercion) などとの区別が不明確である。⁽¹⁰⁾(2) コミュニケーション・メディアをコードとプロセスの二つの水準に分

けているが、この二つの水準間の相互作用が論理的に明確でない。それは、コードについての詳細な説明に比べ、コミュニケーション・プロセスについての説明が不十分であることに起因していると思われる。(3)メディアとしての権力は、既存の因果関係を増減するのみであるとされるが、この因果関係は一体何に基づいて成立しているのかがよくわからない。ルーマンの言う意味に権力概念を限定するにしても、権力の作用を伴わぬ、純然たる因果関係は想定できるのか、はなはだ疑問である。(13)もしそうだとすれば、権力概念から因果性を完全に除去することは不可能になりはしないであろうか。(4)これと関連し、裁定(sanction)と権力の関係も微妙である。(14)権力が可能性である限り、裁定の現実行使が権力と異なることは納得できても、その主張が裁定を権力の理論から排除するのであれば、象徴的に一般化されたシンボルが導き出す権力の安定的側面のみが強調されることになり、パーソンズが犯したと同様の論理的片肺飛行の危険が出現することになるのではあるまいか。(5)この点を突きつめると、システム論に共通する、権力の闘争的側面の説明困難性の指摘にまで至ることになるが、ルーマンの権力論もこの傾向からの十二分な脱却は不得手のようである。

以上を集約的に示す性格を、彼のコード概念にみてとることが可能である。すなわち、彼のコード概念は、二項図式として捉えられるなど、コードの形式的側面に関する説明は十分になされているのであるが、コード自体の内容がいかに作られてくるのかの解明が欠落してしまっているのである。(16)確かに、コードの成立は社会的共生のメカニズムに服するとの説明はなされているが、これとても相互依存性を指摘したにとどまり、コードの生成について具体的情報を与えるものでは決してない。それゆえ、コードそれ自体の生成に触れず、コード概念により権力を説明することは、「あるものはある」と説明した点で批判されてきたパーソンズの欠点を、次元こそちがえそのまま踏襲したと批判されても仕方がないと言えよう。複雑性の縮減という機能の要請がコードを必要とするとして理解する

にしても、コードの生成に影響する諸要因をあげ、その影響の仕方を分析しているのでなければ、結局は、説明すべき内容それ自体が説明を加える変数として登場することになり、その点において論理の循環が生じてしまうのである。ルーマンはかかる隘路を、社会における現実的解決の事実により通り抜けているが、⁽¹⁸⁾それでは理論が常に現実の魔力の前に手を拱き、魔力に救われることになってしまっているのである。

このことはルーマン理論の核心に触れる点でもある。ルーマンは、世界から意味的に選択された社会システムなるがゆえに構造の所与性を脱却しようと主張するのであるが、意味がいかに選択されるか、換言して意味がいかに形成されてくるかについては言及を控えているのである。⁽¹⁹⁾しかし、意味生成についての説明がない限り、問題は意味論のレベルに先送りされただけに終わる危険が存在するのである。この点についての評価を直ちに下すことは避けようと思うが、彼の権力概念に焦点を絞り、短絡的に疑問を提起するのであれば、権力コードの内容は誰がどのように決定していると言えるのであろうか。コードの形成プロセス自体に権力が行使されることはないのであろうか。ルーマンの理論は少なくともかかる問題に明確には答えてはいない。メタ・コミュニケーションの可能性を示唆し、間主観性の存在を想定する⁽²⁰⁾だけでは不十分なのである。特にルーマンの体系理論がパーソンズ理論の克服をめざすものであれば、なおさらである。この疑問が現象の源泉を、従って理論の端緒を問うという解答不能な指摘を含む苛酷なものであることは了解しているとしても、⁽²¹⁾ルーマン理論が持つ限界だけは指摘しておかなければならないはずである。

最後に、ルーマンの意図に絡めて、紹介と検討の要約をしておきたい。彼が自らの権力概念に直接期待するのは、一般的適用能力を有する基礎概念としての性格であった。そのために、二重の不確定性に起因する複雑性をコミュニケーションを通して縮減することにより、社会秩序の形成を説明せんとする、システム論⁽²²⁾の中に権力概念を

位置づけたのである。すなわち、権力を複雑性縮減の機能を果たすコミュニケーション・メディアと規定し、コード概念の導入により権力の動態を説明したのである。かかる、ルーマンの意図と論理構成には錯綜した二様の評価を与えなければならぬ。ルーマンの権力概念により説明できるのは権力が社会において果たす機能であり、この機能を選択された意味の伝達と単純に解釈してしまえば、他の類似概念との曖昧な関係や不十分な形式的規定という問題は残るものの、それは様々な権力概念に共通する一般的基礎となることが可能である。だが、逆に意味内容の生成を問い始めれば、コード概念の成立が揺らぐことになり、権力概念の説明力は大幅に失われることになる。これが彼のシステム論に内在するかくされた前提——意味の存在——に起因することはすでにみてきたとおりである。従って、ルーマンの権力概念に対しては、概念の用いられる水準が、存在する社会現象にあるのか、社会成立の解明にあるのかによって、その評価を変えざるを得ないというのが筆者の見解であり、本稿で明らかにしようとした点である。

- (1) カール・J・フリードリッヒ、三邊訳、伝統と権威、福村出版、一九七六年、五四頁。ハーバート・A・サイモン、宮沢監訳、人間行動のモデル、同文館、一九七〇年、九四頁。
- (2) Talcott Parsons, *On the Concept of Political Power*, in T. Parsons, *Sociological Theory and Modern Society* (New York: Free Press, 1967), pp. 297-354.
- (3) Luhmann, *op. cit.*, p. 117.
- (4) 拙稿、権力概念の検討——タルコット・パソンズの場合、法学研究(慶應義塾大学)、第四三巻第六号、一九七〇年、四〇—四二頁。
- (5) Luhmann, *op. cit.*, p. 127.
- (6) 拙稿、政治権力の測定について、法学研究(慶應義塾大学)、第四七巻第九号、一九七四年、四二頁。
- (7) 拙稿、権力概念の検討、前掲、四八—五四、五九—六〇頁。
- (8) Niklas Luhmann, *Generalized Media and The Problem of Contingency*, in Jan J. Louber, Rainer C. Baum, Andrew Elfrat, Victor Meyer Litz (eds.), *Explorations in General Theory in Social Science: Essays in Honor of Talcott Parsons*, (New York-

- London: Free Press, 1976), pp. 507-508. ニクラス・ルーマン、土方昭訳、社会システム論・序文、思想、六八〇号、一九八一年、四二頁。
- 長岡克行、社会理論としての社会システム論とハーバースト・ルーマン論争、思想、六八〇号、一九八一年、二、八頁。
- (9) Luhmann, *Generalized Media and The Problem of Contingency*, *op. cit.*, pp. 514-518. 土方昭、N・ルーマンの「社会理論」——その「基礎構造」への「方法」への考察——、思想、六八〇号、一九八一年、五五—五七頁。
- (10) Luhmann, *Trust and Power*, *op. cit.*, pp. 112-113, 115.
- (11) *Ibid.*, p. 123.
- (12) *Ibid.*, p. 114.
- (13) ルーマンは因果論を機能論の特殊事例と理解しているが、それとここでの論理がいかなる関係にあるかは別に考えてみたい。長岡、前掲、三、六一—八頁、に詳し。
- (14) Luhmann, *Trust and Power*, *op. cit.*, p. 121.
- (15) オラン・R・ヤング、江川訳、現代政治学の方法（現代政治学2）、福村出版、一九七二年、三五、五八頁。
- (16) これは当然に意味生成の不十分なる説明と関係していることになる。
- (17) Luhmann, *Trust and Power*, *op. cit.*, pp. 146-147.
- (18) *Ibid.*, p. 143.
- (19) 山口節郎、科学論としての社会理論——社会の超越論的理論に寄せて——、思想六六八号、一九八〇年、四六一—四七頁。
- (20) Luhmann, *Trust and Power*, *op. cit.*, pp. 120, 124.
- (21) 山口、前掲、四九—五〇頁。
- (22) 土方、前掲、五七—五八頁。